

# 肝炎患者等の重症化予防推進事業について

## 事業概要

肝炎ウイルス検査を実施することにより陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げる。また、初回精密検査や定期検査費用の助成を行うことにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

補助先：都道府県、保健所設置市、特別区（初回精密検査、定期検査費用助成は都道府県のみ）  
補助率：1/2

【初回精密検査費用の助成対象の拡大】 ※実施主体：都道府県

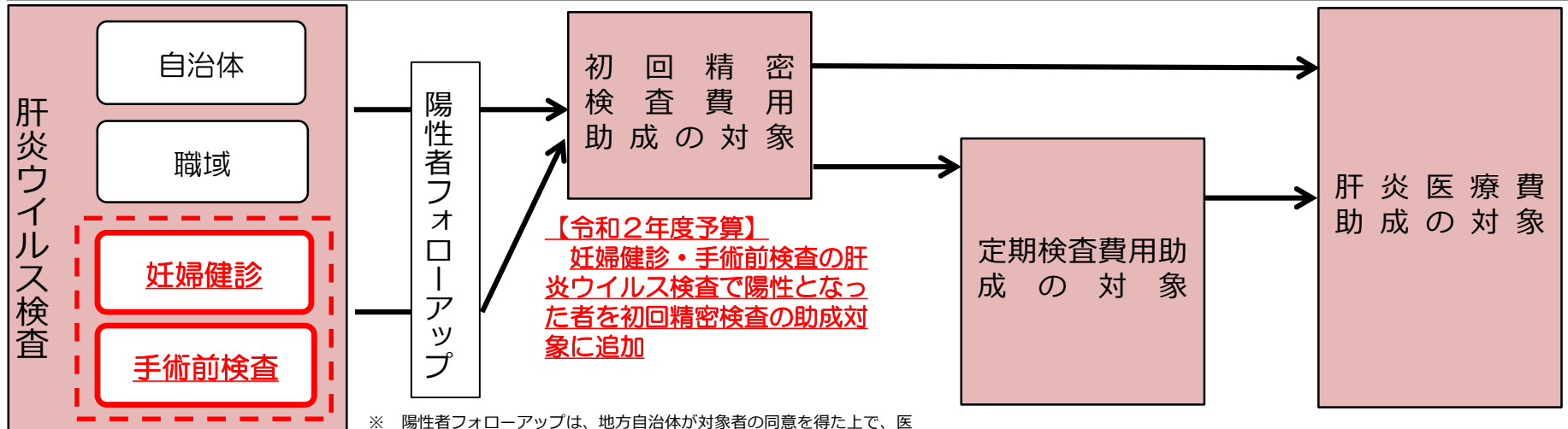
＜現行制度＞

初回精密検査費用の助成は、①自治体検査で陽性となった者、②職域での検査で陽性となった者が対象。



＜助成対象の拡大＞

妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



（参考）治療が必要となるまでの流れ

肝炎ウイルス検査

陽性の場合

初回精密検査

経過観察が必要な場合

定期検査

治療が必要な場合

抗ウイルス治療

# 初回精密検査費用の助成（令和2年4月改正）

## 事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に初回精密検査に結びつけ、慢性肝炎や肝硬変、肝がんへの重症化予防を図るため、初回精密検査費用の助成を行う。

## 事業内容

|          |   |
|----------|---|
| 実施主体     | 都道府県  |
| 助成回数     | 1回  |
| 対象者      | <p>以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者</li> <li>・以下のいずれかで陽性と判定された者             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診</li> <li>②職域における肝炎ウイルス検査</li> <li>③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）</li> <li>④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）</li> </ul> </li> <li>・陽性者のフォローアップに同意した者</li> </ul>  |
| 自己負担額    | 自己負担なし  |
| 請求に必要な書類 | <p>①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受けた者<br/>請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書<br/>※平成30年度より肝炎ウイルス検査の前又は後でフォローアップの同意取得が可能</p> <p>②職域健診における肝炎ウイルス検査を受けた者<br/>請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書、必要な場合にフォローアップの同意書</p> <p>③妊婦健診における肝炎ウイルス検査を受けた者<br/>請求書、医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できるページの写し（※）、必要な場合にフォローアップの同意書 ※母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認</p> <p>④手術前の肝炎ウイルス検査を受けた者<br/>請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料の算定されたことが確認できる診療明細書、必要な場合にフォローアップの同意書</p> |
| 対象医療     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用</li> <li>・検査項目             <ul style="list-style-type: none"> <li>a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）</li> <li>b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）</li> <li>c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）</li> <li>d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）</li> <li>e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）</li> <li>f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）</li> <li>g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））</li> </ul> </li> </ul>                                |

※囲み部分を追加

# 請求までのフロー（妊婦健診の肝炎ウイルス検査） ※イメージ

【妊婦健診実施機関】

- 母子保健法に基づき市町村が行う妊婦健診において肝炎ウイルス検査を実施
- 検査結果の通知（母子健康手帳への記入等）

【都道府県】

- 事業の周知  
市町村等の協力を得て、妊婦健診の案内や肝炎ウイルス検査、検査結果通知（※1）のタイミング等、適時に初回精密検査費用助成制度の周知を図ることが望ましい。
- 請求受領時の対応
  - ・妊婦健診の肝炎ウイルス検査であることの確認
  - ・フォローアップ事業参加の同意取得

妊婦健診の案内  
（母子健康手帳の配布等）  
※1

① 肝炎ウイルス検査  
※1

② 検査結果通知  
※1

③ 初回精密検査受検

【初回精密検査の受検者】  
以下の書類を添えて都道府県に請求

- ・請求書
- ・母子健康手帳（検査日・検査結果が確認できるページの写し）※2
- ・初回精密検査実施医療機関の領収書・診療明細書
- ・フォローアップ事業参加の同意書

※2 母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認

④ 請求



原則、妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内に請求。  
なお、出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。

# 請求までのフロー（手術前の肝炎ウイルス検査）

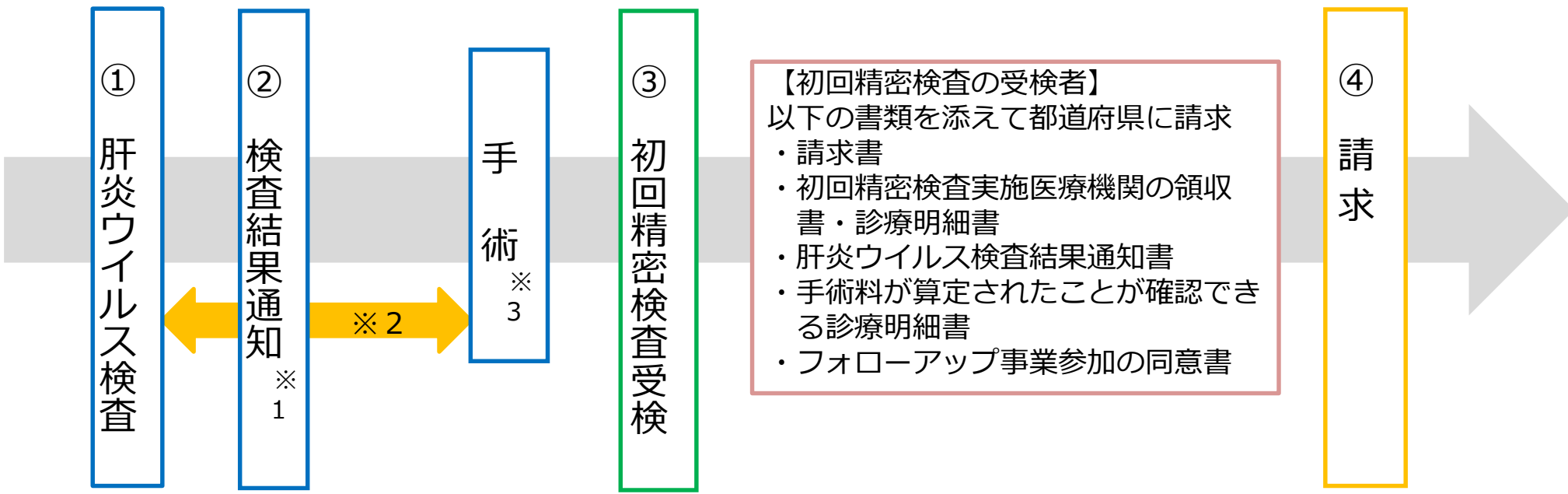
## ※イメージ

【手術前検査実施機関】

- 手術前に必要な検査として肝炎ウイルス検査を実施
- 検査結果の通知

【都道府県】

- 事業の周知
  - 医療機関等の協力を得て、肝炎ウイルス検査の結果通知（※1）のタイミング等、適時に初回精密検査費用助成制度の周知を図ることが望ましい。
- 請求受領時の対応
  - ・手術前の肝炎ウイルス検査であることの確認
  - ・フォローアップ事業参加の同意取得



【初回精密検査の受検者】

以下の書類を添えて都道府県に請求

- ・請求書
- ・初回精密検査実施医療機関の領収書・診療明細書
- ・肝炎ウイルス検査結果通知書
- ・手術料が算定されたことが確認できる診療明細書
- ・フォローアップ事業参加の同意書

※2 手術前1年間に行われた肝炎ウイルス検査が対象

※3 初回精密検査受検後に行われた手術であっても要件を満たしていれば差し支えない。

原則、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内に請求。  
 なお、手術後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、この限りではない。